

毎
火、
金曜日発行(但休日に当る
時は翌日)
昭和
四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◆条例 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例
- ◆県議会規則 鳥取県議会會議規則の一部を改正する規則
- ◆県議会告示 鳥取県議会議員記章規程

条 例

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

昭和三十八年三月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県条例第一号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例
鳥取県議会委員会条例(昭和三十一年九月鳥取県条例)

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例
鳥取県議会委員会条例(昭和三十一年九月鳥取県条例)
第五条第三項中「会議にはかつて」を「討論を用いな
いで会議にはかつて」に改める。

第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次の通り」を「次のとおり」に改める。

第六条第一項中「場所を決めて」を「場所を定めて」に改める。

附

この条例は、公布の日から施行する。

県 議 会 規 则

鳥取県議会會議規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和三十八年三月二十七日

鳥取県議会議長 竹中栄

鳥取県議會規則第一号

鳥取県議会會議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会會議規則(昭和三十一年九月鳥取県規則
第一号)の一部を次のように改正する。

託の省略)」を「第三十五条(説明又は委員会付託の省略)第二項」に改める。

第九十二条 削除

第九十三条中「議長が必要と認めるとき」を「議長は、必要があると認めるとき」に改める。

第一百一条第二項中「第八十七条第二項(秘密の保持)」を「第八十七条(秘密の保持)第二項」に改める。

第一百二条中「第三十五条第二項(説明又は委員会付託の省略)」を「第三十五条(説明又は委員会付託の省略)第二項」に改める。

第一百三条中「議会の定める」を「議会の決めた」に改める。

第一百六条 削除

第一百八条第一項中「次の通り」を「次のとおり」に改める。

第一百十一条の見出し中「署名者」を「署名議員」に改める。

(第3種郵便
物 識 司)

託の省略)」を「第三十五条(説明又は委員会付託の省略)第二項」に改める。

第九十二条 削除

第九十三条中「議長が必要と認めるとき」を「議長は、必要があると認めるとき」に改める。

第一百一条第二項中「第八十七条第二項(秘密の保持)」を「第八十七条(秘密の保持)第二項」に改める。

第一百二条中「第三十五条第二項(説明又は委員会付託の省略)」を「第三十五条(説明又は委員会付託の省略)第二項」に改める。

第一百三条中「議会の定める」を「議会の決めた」に改める。

第一百六条 削除

第一百八条第一項中「次の通り」を「次のとおり」に改める。

第一百十一条の見出し中「署名者」を「署名議員」に改める。

第六条第一項中「次の通り」を「次のとおり」に改める。

第十五条中「所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては一定の賛成者とともに連署して」を「所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては一人以上の賛成者とともに連署して」に改める。

第十九条中「表決の順序を決める。」を「表決の順序を定める。」に改める。

第二十条第一項中「議会の承認を要する。」を「議会の承認を得なければならない。」に改める。

第二十八条第二項中「議会にはかつて」を「第七十八条(簡易表決)」の規定により会議にはかつて」に改める。

第三十一条中「これを」を削る。

第四十一条第二項中「期限内に」を「期限までに」に改め、同条同項の次に次の二項を加える。

3 前二項の期限までに審査又は調査を終らなつたときは、その事件は、第三十六条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

第七十六条中「第二十九条第一項(選挙結果の報告)」を「第二十九条(選挙結果の報告)第一項」に改める。

第七十七条を次のように改める。

第七十八条 条議長は、議題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し出席議員二人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

第八十三条第一項中「所管の委員会」を「所管の常任委員会」に、「委員会の付託を省略する」を「特別委員会に付託する」に改め、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第九十条中「議員の被選挙権の有無について」を「議員の被選挙権の有無又は法第九十二条の二の規定に該当するかどうかについて」に改める。

第九十一条中「第三十五条第二項(説明又は委員会付託の省略)」を「第三十五条(説明又は委員会付託の省略)第二項」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県議会傍聴規則をここに公布する。

昭和三十八年三月二十七日

鳥取県議会議長 竹 中 栄

鳥取県議会傍聴規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第一百三十条第三項の規定に基づき、傍聴人の取締りに關し必要な事項を定めることを目的とする。

第三条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ係員

(傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席及び県政記者席に分ける。

に申し出、所定の入口から傍聴席に入場しなければならない。

(傍聴券の発行)

第四条 議長は、必要があると認めるときは、傍聴券を発行する。この場合、傍聴人は、傍聴券の交付を受け入場しなければならない。

2 傍聴券は、所定の場所で先着順に交付する。

3 前項の場合、団体で傍聴しようとする者については、その代表者又は責任者に交付する。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載した日に限り傍聴することができます。

5 傍聴券は、退場のときは、係員に返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第五条 傍聴人の定員は、一般席百四十人、県政記者席十六人とする。

2 議長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、傍聴人の入場を制限することができる。

第六条 傍聴席に入ることができない者

- 1 (議場への入場禁止)
 - 1 县政記者で写真取材のため特に議長の許可を得たときは、この限りでない。
- 2 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - 1 傍聴席に入ることができない者
 - 2 精神に異常があると認められる者
 - 3 酒気を帯びていると認められる者
 - 4 異様な服装をしている者
 - 5 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - 6 笛、らつぱ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - 7 その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第八条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

一 静粛にすること。

二 議場における言論に対して批判し、若しくは可否を表明し、又は私語若しくは拍手をしないこと。

三 はち巻、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。

四 帽子、外とう、えり巻、げたの類を着用しないこと。

五 飲食又は喫煙をしないこと。

六 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第九条 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、

又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第十一条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第十二条 法第百三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県議会傍聴規則(昭和二十一年十一月鳥取県会告示第三号)は、廃止する。

県議会告示

鳥取県議会告示第一号

鳥取県議會議員記章規程を次のように定める。

昭和三十八年三月二十七日

鳥取県議長 竹中栄

鳥取県議員記章規程

(記章の着用)

第一条 鳥取県議會議員は、本規程により議員記章(以下「記章」という。)を着用するものとする。

2 前項の記章は、別記様式のとおりとする。

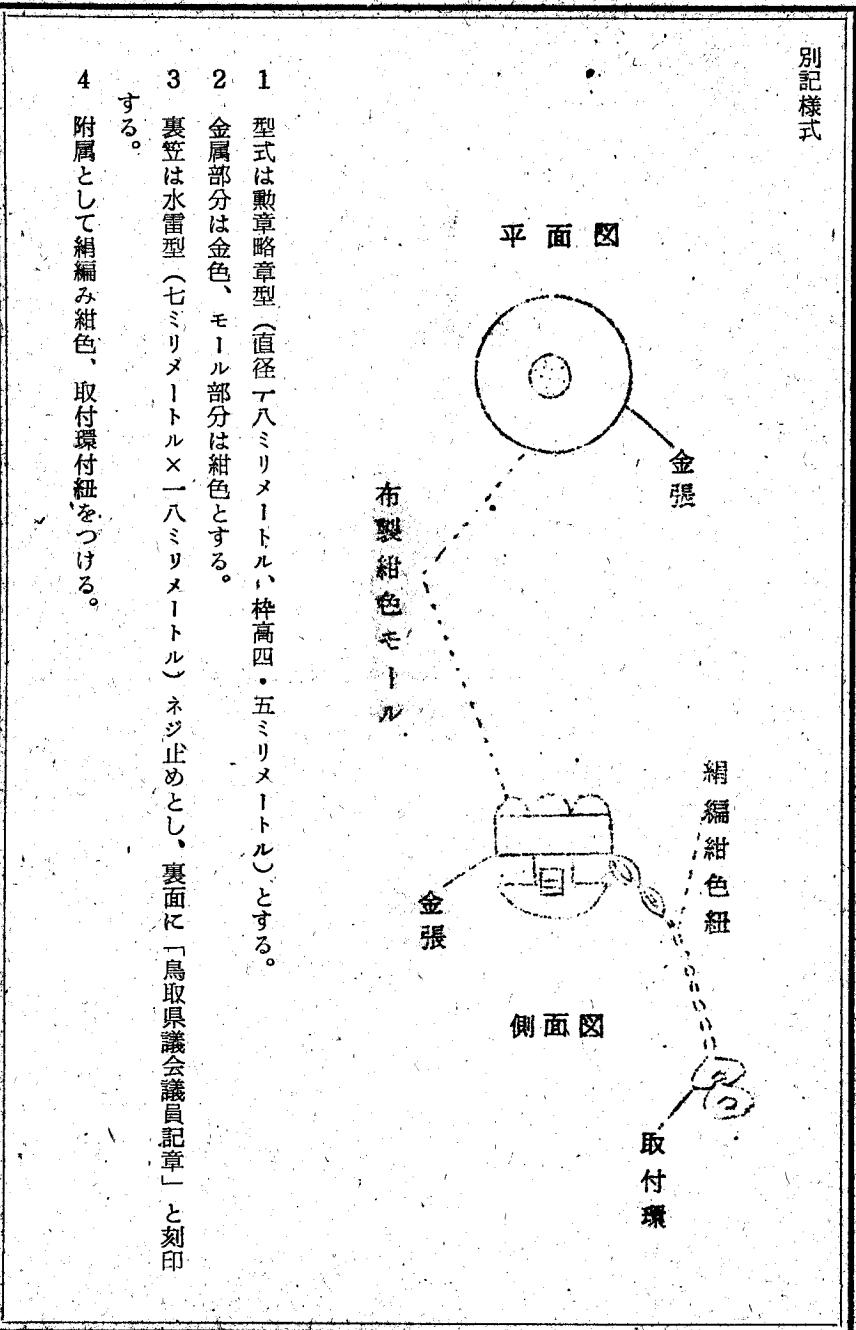
(記章の交付)

第二条 記章は、議員一人につき一個を交付する。

第三条 記章を紛失し、又はき損し、再交付を受ける場合は、その実費を弁償しなければならない。

1 この規程は、昭和三十八年四月三十日から施行する。

附則



- 1 型式は勲章略章型(直径一八ミリメートル、桟高四・五ミリメートル)とする。
- 2 金属部分は金色、モール部分は紺色とする。
- 3 裏笠は水雷型(七ミリメートル×一八ミリメートル)ネジ止めとし、裏面に「鳥取県議會議員記章」と刻印する。
- 4 附属として綿編み紺色、取付環付紐をつける。

昭和38年3月27日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第20号 (第3種郵便)
物認司 8昭和38年3月27日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第20号 (第3種郵便)
物認司 9

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の

申込みについて

昭和三十七年度の鳥取県公報購読期間は、来る三月三十一日で満了となります。昭和三十八年度においても、引き続き購読を希望される方又は新規に購読を希望される方は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月二百五十円。郵送料を含む。）を添えて三月二十九日午前中までに、広報文書課へお申し込み下さい。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日からの配布は行ないません。

なお官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は、四月以後に県が発する納額告知書により納めることができます。

鳥取県公報購読申込書

昭和三十八年 月から昭和 年 月まで鳥取県

公報を 部購読したいので、購読料金 円也を添
えて申し込みます。

昭和三十八年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者名印)

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
取 所 鳥取県鳥取市栗谷町印町
〔定価 一部月額 二五〇円(郵送料共)〕
一所

印